

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、その翌日)

## 目次

- ◇ 告 示
  - 生活保護法による指定医療機関の廃止
  - 生活保護法による医療機関の指定
  - 保険医の登録
  - 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
  - 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
  - 県自然環境保全地域の指定(二件)
  - 県自然環境保全計画の決定(二件)
  - 野菜生産出荷安定法による生産出荷近代化計画の樹立
  - 開発行為に関する工事の完了

## 告 示

### 鳥取県告示第五百七十六号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一

項の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年七月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
藤田薬局	岩美郡岩美町浦富 一〇三〇番地一八	昭和五十二年五月三十一日
生協薬局	鳥取市末広温泉町 二一五番地	昭和五十二年六月三十日

### 鳥取県告示第五百七十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十二年七月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社藤田薬局	岩美郡岩美町浦富 一〇三〇番地一八	昭和五十二年六月一日
生協薬局	鳥取市末広温泉町 二一一番地	昭和五十二年七月一日
高整形外科医院	鳥取市吉成 七七九番地三八	昭和五十二年六月二十九日

野口内科医院	倉吉市西倉吉町 一番地三〇	昭和五十二年七月一日
森本外科・脳神経 外科医院	東伯郡東伯町大字逢東 一・二一〇番地	昭和五十二年七月十八日

鳥取県告示第五百七十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に  
基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局  
の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政  
令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十二年七月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
中村百合	鳥医第二、一九三三	昭和五十二年七月十四日
大谷恭一	鳥医第二、一九四四	"
田中清	鳥医第二、一九五五	"
萩野純子	鳥医第二、一九六六	"
頭本一朗	鳥医第二、一九七七	"
星野映治	鳥医第二、一九八八	"

鳥取県告示第五百七十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定す  
る療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたも  
のとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康  
保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第  
三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年七月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
有田茂夫	鳥医第二、一九九九	"
金藤康子	鳥医第二、二〇〇〇	"
奈良井 榮	鳥医第二、二〇〇一	"
山下正樹	鳥医第二、二〇〇二	"

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
宮田歯科医院	気高郡青谷町青谷 四〇四三―二一	昭和五十二年七月五日
森本外科 脳神経外科医院	東伯郡東伯町大字逢東 一、二一〇	昭和五十二年七月十八日
井上医院 佐治出張診療所	八頭郡佐治村加茂 六九二―五	昭和五十二年七月一日
須山医院	米子市東町五六―一 たまビル二階	昭和五十二年七月十一日

仮設境港日曜休日  
応急診療所

境港市元町二二三

昭和五十二年八月七日

鳥取県告示第五百八十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年七月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
宮田 歯科 医院	気高郡青谷町青谷 四〇四三一一	全国	昭和五十二年七月五日
森木外科・脳神経 外科 医院	東伯郡東伯町大字逢東 一一一〇	"	昭和五十二年七月十八日
井上 医院 佐治出張診療所	八頭郡佐治村加茂 六九二一五	"	昭和五十二年七月一日
須 山 医 院	米子市東町五六一一	"	昭和五十二年七月十一日
仮設境港日曜休日 応急診療所	境港市元町二二三	"	昭和五十二年八月七日

鳥取県告示第五百八十一号

鳥取県自然環境保全条例(昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号)第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり県自然環境保全地域を指定したので、同条例同条第七項の規定により告示する。

昭和五十二年七月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

- 一 県自然環境保全地域の名称  
笏賀県自然環境保全地域
  - 二 県自然環境保全地域に含まれる土地の区域  
三朝町笏賀字花倉谷四六六の一部(次の図に示す部分に限る。)四六八、四六九
- (次の図は省略)

鳥取県告示第五百八十二号

鳥取県自然環境保全条例(昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号)第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり県自然環境保全地域を指定したので、同条例同条第七項の規定により告示する。

昭和五十二年七月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

- 一 県自然環境保全地域の名称  
馬場県自然環境保全地域

二 県自然環境保全地域に含まれる土地の区域  
西伯町馬場字宮の前の一、二、二の一、五、六の一、馬場字若宮の  
前二六〇

鳥取県告示第五百八十三号

鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）第  
十四条第一項の規定に基づき、次のとおり笏賀県自然環境保全地域に關す  
る保全計画を決定したので、同条例同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年七月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 保全すべき自然環境の特質

1 植生

指定地域は樹齢八十年以上のスダジイ、ウラジロガシ、モミ、サカ  
キ、ヒノキ等の高木層、亜高木層とヒサカキ、ツクシシヤクナゲ、シ  
シガシラ、ウラジロ等の低木層、草本層からなる山林で林相は極相を  
示し、本県における数少ないヤブツバキクラス域の自然植生域を構成  
している。

また、笏賀神社下方の二百五十メートルから三百メートルの低海拔  
高の尾根部には、中国地方における希有の存在として、ヒノキとも  
に自生するツクシシヤクナゲ群落が分布している。

2 地形、地質

本地域は、中生代の花こう岩類からなり、地形及び地質に関する特  
記事項はない。

3 自然環境

本地域は、東伯郡三朝町大字笏賀の南方約五キロメートルにあり、  
谷間には小集落や耕地が点在し、そして、これらを取り囲む樹齢三十  
年以上の針葉樹林及び広葉樹林が広く分布しており静かな山村地域を  
構成している。

二 自然環境の保全に關する基本的な事項

1 特別地区の指定及び保全のための規制に關する基本方針  
笏賀神社周辺の自然植生域を特別地区として保全する。

2 保全施設に關する基本方針

優れた天然林の保護及び解説を行うため注意標、解説板、表示板等  
の標識類を設置する。なお、必要に応じ、病害虫等の除去施設、防火  
施設、廃棄物処理施設等を設ける。

三 地区の区域設定に關する計画  
特別地区

名称	笏 賀 特 別 地 区
区域	東伯郡三朝町大字笏賀字花倉谷四六八、字花倉谷四六九の全域及 び字花倉谷四六六の一部
総面積	三・二ヘクタール

四 保全のための規制に關する計画

木竹の伐採に關する計画は、次のとおりとする。

五

保全のための施設に関する計画  
保全施設の整備計画は、次のとおりとする。

特別地区名	区域	総面積	伐採の方法及び限度
莠賀特別地区	東伯郡三朝町大字莠賀字花倉谷四六八及び字花倉谷四六九の全域	二・五ヘクタール	禁伐とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には単木択伐（択伐率現在蓄積の一〇パーセント以内）を行うことができる。
概要	東伯郡三朝町大字莠賀字花倉谷四六六の一部	〇・七ヘクタール	三〇パーセント以内の択伐とする。
施設の種類	設置位置	概要	
表示板	解説板 注意標 地点一（東伯郡三朝町大字莠賀字花倉谷四六九） 地点二（東伯郡三朝町大字莠賀字花倉谷四六九）	自然保護の必要性及び立入りに関する注意事項を記載 植生について記載 樹種の紹介	

病害虫除去施設	防火施設	廃棄物処理施設	境界柱
必要に応じ設置する。	〃	〃	主要地点に設置する。

鳥取県告示第五百八十四号

鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）第十四条第一項の規定に基づき、次のとおり馬場県自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条例同条第三項の規定により告示する。  
昭和五十二年七月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

馬場県自然環境保全地域に関する保全計画  
一 保全すべき自然環境の特質

1 植生

地域の周辺は、主としてヤブツバキクラス代償植生のアカマツ群落からなる。指定区域には、高木層として樹齢七十年以上のシイ、タブ、カシ等の巨樹がそびえ、うつそうとした森林を構成している。更に、この森林は、山陰地方における大規模な内陸型の原始林的な林相を有し、優れた天然林を形成しているとともに、学術の基礎的研究の場として極めて貴重な地域である。

2 地形、地質

本地域は、中生代の花こう岩類からなり、地形は解析が進み、標高百メートルから三百五十メートルの比較的なだらかな山脚が分布しているにすぎず、特異な地形、地質は認められない。

3 自然環境

保全地域は、清流法勝寺川左岸に隣接する標高七十メートルの小山体、これを取りまく農耕地及び小集落からなり、静かな農業地域を形成している。

二 自然環境の保全に関する基本的な事項

1 特別地区の指定及び保全のための規制に関する基本方針

長田神社そう全域を特別地区に指定し、保全を図る。

2 保全施設に関する基本方針

優れた天然林の保護及び解説を行うため注意標、解説板等の標識類を設置する。

なお、必要に応じ、病害虫等の除去施設、防火施設、廃棄物処理施設等を設ける。

三 地区の区域設定に関する計画

特別地区

名称	馬 場 特 別 地 区
区 域	西伯郡西伯町大字馬場字宮の前一の一、二、二の一、五、六の一及び字若宮の前二六〇
総面積	三・七ヘクタール

四 保全のための規制に関する計画

木竹の伐採に関する計画は、次のとおりとする。

特別地区名	馬 場 特 別 地 区
区 域	西伯郡西伯町大字馬場字宮の前一の一、二、二の一、五、六の一及び字若宮の前二六〇
総面積	三・七ヘクタール
伐採の方法及び限度	禁伐とする。ただし、森林の群落構成を变える等自然環境に著しい変化を招くおそれのない場合には、単木択伐(択伐率現在蓄積の一〇パーセント以内)を行うことができる。

五 保全のための施設に関する計画

保全施設の整備計画は、次のとおりとする。

施設の種類	設 置 位 置	概 要
標 識	地点一(西伯郡西伯町大字馬場字宮の前六の一) 地点二(西伯郡西伯町大字馬場字宮の前一の一)	自然保護の必要性及び立入りに関する注意事項を記載 植生について記載
注意標		
解説板		
表示板		樹種の紹介
病害虫除去施設	必要に応じ設置する。	
防火施設	〃	

廃棄物処理施設	〃
境界柱	主要地点に設置する。

鳥取県告示第五百八十五号

野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第百三十三号)第八條第一項の規定に基づき、倉吉野菜指定産地に係る生産出荷近代化計画をたてたので、同法同条同項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

昭和五十二年七月二十九日

鳥取県知事職務代理者

農政部長 西 尾 田 次

倉吉野菜指定産地生産出荷近代化計画(概要)

- 1 生産出荷近代化計画樹立地区  
野菜指定産地名 倉吉  
指定野菜の種類 冬キャベツ  
野菜指定産地の区域 倉吉市
- 2 生産出荷近代化の内容

- (1) 基本構想
- ア 作付面積、生産数量及び指定消費地域に対する出荷数量に関する事項

昭和55年度を目標とする計画は、次のとおりである。

- (ア) 作付面積 140ヘクタール
- (イ) 生産数量 4,900トン

(ウ) 指定消費地域に対する出荷量 4,150トン

イ 生産の近代化に関する事項

鳥取県久米ヶ原は場整備事業によるは場区画の整備と拡大、農道整備に伴い大型機械の導入による機械化栽培一貫体系の確立、作付地の集団化を行い、資材の運搬、生産物の集荷運搬の迅速化を図る等生産の合理化及び省力化を行う。

ウ 出荷の近代化に関する事項

既設の集出荷所のほか、新たに集出荷所を設置して集出荷体制を強化すると共に検査体制の充実強化によつて品質規格の統一を行い、産地銘柄を確立すると共に集出荷作業の能率の向上と労働力の節減を図る。

(2) 生産出荷近代化計画に関する具体的な計画

ア 作付面積、生産数量及び指定消費地域に対する出荷数量

(ア) 作付面積及び生産数量

昭和51年には30ヘクタールの作付が行われた。

土地の高度利用と農家所得の向上を図るため、すいか、グリーンズメロンの後作としてのキャベツの定着化が緊急課題であり、これのためには、大型機械の導入、作付地の集団化及び栽培技術の高位平準化による生産の安定並びに価格安定制度への加入によりキャベツ作経営の安定を図り、作付面積140ヘクタール、生産量4,900トンを目標とする。

項 目	作付面積	10アール当たり収量	生産数量
年 次	ha	kg	t
現 在 (昭和51年)	30	2,500	750

目標 (昭和55年)	140	3,500	4,900
------------	-----	-------	-------

(4) 指定消費地域に対する出荷数量  
指定消費地域に対する出荷数量は次のとおりとする。

年次	指定消費地域		その他		計
	地	域	県外	県内	
現在 (昭和51年)	602	1	1	58	660
目標 (昭和55年)	4,150	—	—	250	4,400

1 生産出荷近代化事業計画

昭和52年度から3箇年で推定予定の事業内容は、次のとおりである。

項目	事業種別	受益範囲		事業	量
		戸数	面積 (ha)		
生産近代化 施設導入	トラクター及び附属作業機	1	140	28	4台
			400	70	1台
			350	62	3台
			250	47	3台
			600	87	3台
生産近代化集出荷用建物	1		110	700	3台
			200	70	2台
			70	1棟	1,429㎡

施設導入 構内輸送

選別機	製造機	選別機	製造機
1台	1台	1台	1台
2台	2台	200個	4台
200個	200個	200個	4台
ハンデリアント	ハンデリアント	ハンデリアント	ハンデリアント

鳥取県告示第五百八十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年七月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号  
昭和五十二年三月十五日 鳥取県指令受都計第六百六号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
鳥取市湖山町北六丁目
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鳥取市西町一丁目二〇一番地  
鳥取市土地開発公社  
理事長 金田裕夫

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】